

議案第 26 号

羽曳野市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の普及に伴い、出産費貸付基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったことから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険出産費貸付基金条例(平成 13 年羽曳野市条例第 6 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に貸付けを行っている資金については、なお従前の例による。